

入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下、「会計規則」という。）及び本件委託業務に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

別記の1のとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる全ての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 愛媛県知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた事業者であること。（入札開始時刻において、資格審査終了済みであり、資格を有している者。）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（参考）地方自治法施行令

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (3) 受託要件確認書の提出期限の日から入札の日までの期間に、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 愛媛県内に営業拠点を有していること。
- (5) エレベーターの故障等緊急時に速やかに（概ね100分以内）に技術員を派遣可能であること。
- (6) 遠隔監視診断装置を設置する能力を有していること。
- (7) **過去5年の間に国または地方公共団体と、エレベーター保守点検を業務内容とする業務委託契約を締結し、かつ、誠実に履行し、受託要件確認書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。**

（受託要件確認書の作成方法、提出先、提出期限等は、別記の6のとおり）

3 入札の日時及び場所等

別記の2のとおり。

開札は、即時開札とする。

4 入札手続に関する注意事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。（入札参加者又はその代理人は、必要な印鑑を持参のこと。）
 - ア 委託業務名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、会計規則、入札説明書、契約書（案）、仕様書等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、質疑事項がある場合は、**別記の5のとおり**、説明を求めることができる。但し、入札後、これらについての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用いなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しない物で記載又は押印しなければならない。（鉛筆書きによる記載は不可）
- (6) 書類への押印に際しては、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。但し、押印に代わるものとして、外国人による署名は認める。
- (7) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の入札金額を訂正することはできない。（入札金額を訂正する場合は、入札書を提出し直すこと。）また、入札書の入札金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかななければならない。
- (9) 提出した入札書及び委任状の返還、引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行者は、必要と認めるときは、当該入札の執行を中止し、若しくは取消し、又は入札日時を延期することができる。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。
- (11) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、受託業務に係る一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、消費税及び地方消費税相当額については、契約の際に別途加算するので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

5 入札会場における注意事項

- (1) 入札及び開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。なお、原則的に、入札会場には、入札執行事務に関係のある職員を除き、他の者は入室できない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札が終了するまで、退場することができない。
- (3) **代理人による入札を行う場合には、代理人は、入札会場において、入札開始前に、入札権限**

に関する別添「委任状」を提出し、入札執行者の確認を受けなければならない。

別添「代理入札を行う場合の「入札書、委任状」記入の注意事項」を参考のこと。

- (4) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について2人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (6) 予定価格の制限範囲内の価格での入札がないときは、3回を限度として入札をするものとする。3回の入札をするもさらに落札者がいないときは、2回を限度として見積に移行するものとする。

6 無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とするおそれがある。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者又は代理権限がない者が入札したとき。
- (2) 入札参加者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。(関与した全ての入札が無効)
- (3) 入札参加者又はその代理人が、他の入札参加者の代理をして入札したとき。(関与した全ての入札が無効)
- (4) 入札書の入札金額を訂正して入札したとき。
- (5) 「入札金額以外を訂正した入札書」又は「訂正した委任状」において、適正な訂正印のないとき。
- (6) 入札書及び委任状の金額、記名、押印その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (7) 本人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないとき。
- (8) 入札書及び委任状において、委託業務等の名称に重大な誤りのあるとき。
- (9) 代理入札において、必要な手続要件を備えていないとき。

代理入札における注意事項を、

別添「代理入札を行う場合の「入札書、委任状」記入の注意事項」に取りまとめたので、熟覧しておくこと。

(参考) 代理入札において、見られる無効の例

- ア 代理入札であるにもかかわらず、代表者本人による入札書を提出したとき
 - イ 入札書に代理人氏名の記載がないとき
 - ウ 代理人の印影が、入札書と委任状で異なっているとき
 - エ 委任状に代表者印がないとき(社印は意思表示にならない)
 - オ 委任状に代理人の印がないとき
 - カ 入札書に代理人の印がないとき
 - キ 入札書に代理人の印と代表者印の両方が押印されているとき(意思表示者が不明)
 - ク 代理人の印がシャチハタ印であるとき など
- (10) 入札者が連合して入札をしたと明らかに認められたとき。
 - (11) 入札者が入札に際して不正の行為をしたと明らかに認められたとき。
 - (12) 再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札をしたとき。
 - (13) 入札者が入札に関し県の担当者の指示に従わなかったとき。
 - (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込をした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときには、入札事務に関係のない職員を入場させ、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- (3) 入札価格に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。
- (4) **開札の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者としない場合がある。**また入札参加者及びその代理人は、入札執行者の行う調査に協力しなければならない。

ア 契約の相手方となるべき者の申込による価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき。

(例) 最低賃金を下回った価格で入札額の積算を行っていると認められる場合 など

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるとき。

なお、最低の価格で入札をした者を落札者としない場合は、予定価格の範囲内で申し込みをした他の者のうち、最低の価格で申し込みをした者を落札者とすることがある。

- (5) 落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に、入札会場にて告知するものとする。
- (6) 入札参加者及びその代理人は、入札後、入札手続、会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。
- (8) 落札者は、指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書の作成においては、まず、契約の相手方と決定した者が押印し、知事が、その送付を受けて、押印するものとする。落札者が、指定の期日までに契約の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。
- (9) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

契約書（案）及び添付書類のとおり。

9 入札保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ 入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

10 契約保証金

ア 契約保証金は契約金額の10分の1以上の額とする。

ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ アに定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

11 契約書の作成

（１） 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

（２） 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに電子メール（yaw-doboku@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

（３） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（４） 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

12 資格審査に関する事項

２（１）の資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

（１） 部局名 愛媛県 出納局 会計課 用品調達係

（２） 住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２

（３） 電話番号 089-912-2156

13 その他の事項

（１） 入札参加者若しくはその代理人が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該者が、負担するものとする。

（２） 事務を担当する部局は、**別記の３のとおり**とする。

（３） 入札関係書類の交付は、**別記の４のとおり**とする。

（４） 本件委託業務は、令和６年度予算を審議する愛媛県議会において、当該予算の成立を条件として実施するものである。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 件名

県営住宅神山団地（2号棟）エレベーター設備保守委託業務

(2) 委託業務名及び数量

県営住宅神山団地2号棟に設置されているエレベーター設備保守点検等一式

(3) 委託業務の内容等

契約書（案）及び仕様書による。

(4) 委託期間

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

(5) 業務実施場所

神山団地（2号棟）

(6) 入札方法

(2)についての総価で行う。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の日時及び場所

(1) 入札日時 令和8年3月23日（月）11時00分

(2) 入札場所 愛媛県八幡浜庁舎 3階入札室

3 事務を担当する部局

(1) 部局名 愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課建築指導係

(2) 住 所 〒796-0048 愛媛県八幡浜市北浜一丁目3番37号

(3) 電話番号 0894-22-4111 （内線425）

(4) F A X 0894-24-5305

4 入札関係書類の交付

令和8年3月12日（木）午後5時15分まで、愛媛県ホームページ（<https://www.pref.ehime.jp/>）でのダウンロード又は上記3の場所での手渡しにより交付する。

手渡しでの交付の場合は、上記期限までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の、午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く）とする。

5 質疑事項の取扱い

(1) 受付方法及び受付期限

質疑事項がある場合は、令和8年3月12日（木）午後5時15分までに、別添「質問書」を、郵送、F A X又は持参の方法により提出すること。

(2) 回答方法

数日中に、質問書に記載されたメールアドレスに回答を返信する。（「質問書」提出後、2日間を経過しても回答がない場合は、上記3の場所まで連絡すること。）

さらに、すべての質問を取りまとめ、入札参加者（受託要件確認書の提出を受け、入札参

加可能となった者）全者に、入札日までに電子メールで回答を送信する。

6 受託要件確認書の取扱い

(1) 受託要件確認書の作成方法等

「エレベーター保守点検を業務内容とする、業務委託契約の実績を有すること」が、前提となる。
過去5年の間に国又は地方公共団体と、当該業務と同程度の業務実績を有すること。

次の3点の書類を提出する。

ア 受託要件確認書

別添「受託要件確認書」を記載する。

確約事項等が含まれているので、受託要件確認書の内容をよく吟味すること。

なお、虚偽の記載を行った場合や、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

イ 既成の契約書の写し 1通

「エレベーター保守点検を業務内容とする、業務委託契約」の実績のうち、契約1例について、コピーを添付すること。

支障がある事項（契約金額等）については、伏せてもよい。

ウ 返信用封筒 1通

必要な切手を貼付の上、宛先記載のこと。封筒のサイズは問わない。

(2) 提出先及び提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時15分までに、上記3の場所に持参又は郵送（期限必着）にて提出する。

(3) 入札参加の可否の通知

提出された受託要件確認書の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに提出者に書面で通知（郵送）する。

概要スケジュール			
3/3（火）	関係書類交付 （県ホームページでの ダウンロード又は 手渡し）	質疑事項（FAX等） 質問者に随時回答 （電子メール）	受託要件確認書の提出 （持参又は郵送）
3/12（木）		受付期限	
3/12（木）	終了	取りまとめた質問を 質問者に回答（電子メール）	提出期限
			入札参加可否の通知 （郵送）
3/23（月）	入札 契約準備 契約		

入札（契約）保証金について

1 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、次のいずれかで納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

- ・現金
- ・小切手（入札日の 10 日前から入札日までの間に振り出されたもの。指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をしたものに限る。振出人が入札参加者の小切手は取扱不可）

※指定金融機関等は別紙のとおり

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額 $\times 110/100$ の金額の 100 分の 5 以上が必要です。

(例) 入札書に 1,000,000 円と記入する場合

$$\left[\begin{array}{l} 1,000,000 \text{ 円} \times 110/100 = 1,100,000 \text{ 円} \cdots \text{入札者が見積もる契約金額} \\ 1,100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 55,000 \text{ 円} \cdots \text{入札保証金額} \end{array} \right]$$

(3) 納付期限及び方法

①入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

- ・「代表者本人」が入札参加→代表者印
- ・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

②金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

④落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

①保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

②過去 2 年間に於いて、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

- ・免除申請書提出期限令和 8 年 3 月 12 日(木)午後 5 時 15 分
- ・申請書の審査結果は、入札日の前日までに通知する予定

2 契約保証金について

落札者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。

ただし、1 (4)等に該当する場合は免除されます。

指定金融機関等一覧区分

区分	金融機関名
指定金融機関	株式会社伊予銀行
指定代理金融機関	株式会社愛媛銀行
	愛媛県信用農業協同組合連合会
収納代理金融機関	愛媛信用金庫
	宇和島信用金庫
	東予信用金庫
	川之江信用金庫
	四国労働金庫
	愛媛県信用漁業協同組合連合会
	株式会社みずほ銀行
	株式会社三井住友銀行
	株式会社中国銀行
	株式会社広島銀行
	株式会社山口銀行
	株式会社阿波銀行
	株式会社百十四銀行
	株式会社四国銀行
	株式会社徳島大正銀行
	株式会社香川銀行
	株式会社高知銀行
	観音寺信用金庫

（注）みずほ銀行及び三井住友銀行以外の収納代理金融機関については、県内に所在する本支店に限る。